



都道府県サッカー協会 御中
 地域サッカー協会 御中
 各種サッカー連盟 御中

財団法人 日本サッカー協会
 会長 藤田 静夫

通 達

（開）日本サッカー協会では、最近FIFAにおいて決定された競技中の飲水を認める件とFIFA主催の国際大会での「すね当て」着用の義務づけの2点について、国内での適用を検討した結果、7月21日開催の理事会において次のように決定されたので通達する。

貴協会、貴連盟におかれては加盟チームや審判員など関係者へのこの件の周知徹底と貴協会、貴連盟主催の大会での適用についての検討をお願いいたします。

1. 競技中の飲水について

競技者が競技時間中に水を飲む必要が生じた場合は、次のように方法に限りこれを認める。

- (1) 飲み物は水に限られる。
- (2) 各チームが、軟らかい材質で作られた容器を用意し、ハーフウェイラインの両外側に立てられた旗のポストの外側、および自軍ゴールのネット後方に、予め水の入った容器を置いておくことができる。
- (3) 競技者は、必要が生じた場合に上記の場所へ行って飲水し、直ちに競技場に戻る。この場合に限り競技場の入退場に主審の許可をえる必要はない。また、飲水はインプレー中、アウトプレー中を問わない。
- (4) 上記の方法は昭和63年8月1日より（開）日本サッカー協会主催の大会において試行し、必要があればその後方法の修正を加える。

2. すね当ての着用について

昭和63年9月1日以降に開催される（開）日本サッカー協会主催の大会において、競技者は競技中「すね当て」を着用しなければならない。

角 解 説

1. FIFAでは医事委員会の勧告を受けて既にスペインワールドカップから競技中の競技者の飲水を認めていた。これは酷暑の日中の試合であることを考慮し、脱水による競技者の健康上の問題と競技能力の低下を防止しようとするものである。その後の各大会においても飲水が認められていたが、具体的な方法が確立されておらず大会ごとにいろいろな方法がとられていた。

日本においてもFIFAの決定を付けて競技中の飲水を認めることになり、その方法を検討した結果、競技運営に支障をきたさない方法として上記の決定を見たものである。

水に限るとしたのは、含有物が人工的なトラックの表面などの競技場施設に与える影響を考慮したものである。

2. FIFAは本年3月1日の理事会において、FIFA主催の大会への出場選手に「すね当て」の着用を義務づけることを決定した。これを受けて AFCにおいても AFC主催の大会で同様の措置をとることになった。日本においてもこれらの大会に出場する可能性のある選手は試合中に限らず日常の練習においても「すね当て」の着用を習慣とする必要があるし、それにもまして益々激しさを要求されるサッカー競技においては、最も大切な脚を傷害から保護するためにも、「すね当て」の着用を義務づける必要があるものと考えからこうした決定となったものである。

なお、FIFAの決定の背景には、競技者の傷害からの保護と同時に出血を伴う傷害によるエイズの感染防止のための措置という側面もあることをつけ加えておく。